

管 理 規 程

埼玉県病院事業管理規程第四号

埼玉県病院局職員の職務発明等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

埼玉県病院局職員の職務発明等に関する規程

埼玉県病院局職員の職務発明等に関する規程（平成十四年埼玉県病院事業管理規程第二十号）の一部を次にように改正する。

第十六条第一項中「六十日」を「三月」に改める。

附 則

この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。